

専決処分の承認について

愛媛県教育委員会教育長専決規則（昭和31年愛媛県教育委員会規則第8号）第2条第2項の規定により次のとおり専決処分したので、同規則第4条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年3月25日提出

愛媛県教育委員会教育長 高岡哲也

○教職員の報償について

愛媛県教職員報賞規程（昭和34年2月愛媛県教育委員会告示第2号）第4条の規定により、次の者を報賞する。

氏 名	報 賞 年 月 日
宮本 大輔	令和8年2月19日

(参考)

所 属 名 松山市立鴨川中学校

職 ・ 氏 名 教諭 ^{みやもと}宮本 ^{だいすけ}大輔

勤 続 年 数 22 年 11 月

死亡年月日 令和 8 年 2 月 15 日

(参 考)

愛 媛 県 教 職 員 報 賞 規 程

(昭和34年2月愛媛県教育委員会告示第2号)

第1条 この規程は、愛媛県教育委員会事務局（以下「事務局」という。）、愛媛県教育委員会の所管に属する教育機関（以下「教育機関」という。）並びに愛媛県内の公立小学校、中学校及び義務教育学校に、常時勤務する教職員で、次の各号の一に該当するものが、退職（死亡退職を含む。）する場合に、教育委員会が、報賞することを目的とする。

- (1) 満30年以上勤続し、勤務成績良好なもの
- (2) 特に本県における教育に貢献したもの

第2条 報賞は、感謝状を贈呈して行う。

第3条 事務局の課長若しくは所長又は教育機関の長は、その所属に属する教職員で第1条に規定するものがあると認めるときは、別記様式により、教育長に内申するものとする。

第4条 報賞を受ける者は、教育長が選考推薦し、教育委員会が、これを決定する。

第5条 この規程に定めるものの他必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。